

津市地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成20年8月20日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、津市地域公共交通活性化協議会規約第15条の規定に基づき、津市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関すること。

(事務局長等)

第3条 事務局長は、津市都市計画部次長とする。

2 事務局次長は、津市都市計画部交通政策課長とする。

3 事務局職員は、津市都市計画部交通政策課の職員とする。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 協議会における文書の收受、処理、編さん、保存等については、津市の例による。

(公印の取扱い)

第6条 公印の名称、形式、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 公印の使用、取扱い等については、津市の例による。

(事務処理)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務処理については、津市の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年8月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月28日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形式	書体	寸法(mm)	用途	個数	管理者
会長印	津市地域公共交通活性化協議会 会長之印	てん書	方21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

○ 津市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
(事務局長等) 第3条 事務局長は、津市都市計画部次長とする。 2 事務局次長は、津市都市計画部交通政策課長とする。 3 事務局職員は、津市都市計画部交通政策課の職員とする。	(事務局長等) 第3条 事務局長は、津市都市計画部長とする。 2 事務局次長は、津市都市計画部次長とする。 3 事務局職員は、津市都市計画部交通政策課の職員とする。